

令和3年9月2日

茨木市教育委員会

保護者のみなさま

新型コロナウイルス感染症にかかる市立小中学校の臨時休業の基準 および陽性者が判明した場合の情報提供について

平素は、本市学校教育にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。
現在の新型コロナウイルス感染症第5波は、デルタ株の特徴から感染拡大しやすい傾向があり、児童生徒への感染の広がりも懸念されています。
つきましては、学校における感染拡大の可能性を見極めながら、子どもたちの学びを保障していくために、本市立小中学校の臨時休業の基準を裏面のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。
また、小中学校の児童生徒や教職員等で陽性者が判明した場合の情報提供について、各校の感染に関する情報をできる限り正確に児童生徒や保護者の方にお伝えするため、下記のとおり変更いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

(市立小中学校の児童生徒や教職員に陽性者が判明した場合)

- 市ホームページで、市立小中学校の感染者発生状況を掲載(8/26より実施)
感染した児童生徒数 感染者のいる学校数など(学校名は非公表)
- 陽性者が判明した小中学校の配信メールで、自校の状況を情報提供
陽性者の判明、学級(学年)閉鎖、臨時休業等の情報(個人情報非公表)

(お願い)

- 引き続き、各家庭における健康観察や不要不急の外出を控えるなど、感染拡大防止にご理解とご協力をお願いいたします。
- プライバシー保護の観点から、憶測による感染者の特定や情報発信はお控えください。
- 陽性が判明した児童生徒の保護者の方で、事情により学校配信メールでの情報提供をしてほしくない場合は、学校までご連絡ください。(但し、学級閉鎖等を実施する場合はメール配信を行いますのでご了承ください)

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の
臨時休業の考え方について

市立小・中学校の臨時休業の実施については、学校における感染拡大の可能性を見極めながら、子どもの学びを保障していくため、令和3年8月27日付け文部科学省通知「学校で児童生徒等及び教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」により、次のとおり対応します。

学校内に感染者が確認された時の感染状況等	臨時休業範囲・期間
(1) 校内に感染拡大のリスクがないと判断できる場合 下記(2)(3)(4)以外の場合	臨時休業なし
(2) 校内に感染が拡大している可能性がある場合 ア 学級閉鎖（ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。） ① 同一学級で複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が同一学級内で複数いる場合 ③ 1名の感染者が判明し、同一学級内で複数の濃厚接触者が存在する場合 ④ その他、教育委員会等で必要と判断した場合 イ 学年閉鎖 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合 ウ 学校全体の臨時休業 複数の学年を閉鎖するなど、学校全体で感染が広がっている可能性が高い場合	アの場合 当該学級のみ 5日間 イの場合 当該学年のみ 5日間 ウの場合 当該校のみ 5日間
(3) 特定区域内の複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、より広域に感染リスクが生じた場合	特定区域の学校
(4) 複数の特定区域において複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、学校を経由して市全体の感染拡大につながる恐れが高い場合	市内 全市立小中学校 一斉休業

ただし、上記に関わらず、市内や学校での感染状況に応じて、保健所からの指示に従い、臨時休業の範囲・期間を総合的に判断します。